

答 申

諮問第 89 号

第 1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別表に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 12 月 26 日付けで公文書開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 24 年 1 月 10 日付け海建総第 358 号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成 24 年 3 月 16 日付けで行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 4 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分は虚偽であり、取り消すことを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 行政は根拠を示す公文書が無い限り、公函訂正の適正を主張

できない。公図訂正後の土地所在図中根拠のない字東山〇〇〇〇一〇、〇〇〇〇一〇、〇〇〇〇一〇等の東山地番が入り込むなど虚偽そのものである。

- (2) 実施機関は、作成又は取得していない公文書で為した公図訂正業務自体を無効にし、改めて公図訂正を申し立てるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書、並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

本件開示請求の内容は別表のとおりであり、異議申立人は、平成13年1月18日付けの海建第7110号の地図訂正の同意についての起案文書（以下「海建第7110号起案文書」という。）添付の土地所在図「公図訂正後地図」部分に、和歌山地方法務局（以下「法務局」という。）に存する大字図（字限図）で和歌山市上三毛字東山田に隣接していない和歌山市上三毛字東山が記載されている根拠を示す文書を請求している。

実施機関が法務局へ行った平成13年和歌山市上三毛字東山田地内の公図訂正の申出（以下「本件公図訂正の申出」という。）の土地所在図にも、字東山〇〇〇〇一〇、〇〇〇〇一〇、〇〇〇〇一〇の記載があり、当時の調査の結果、その位置に字東山が存在したため、そのような記載になったと思われるが、その根拠を示す公文書は、海建第7110号起案文書には添付されていない。また、和歌山財務事務所（以下「財務事務所」という。）及び法務局に保管されている実施機関からの申出書を確認しても、根拠を示すような公文書は添付されていない。

よって、「作成又は取得していない」との理由により、非開示決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別表のとおりであり、異議申立人は、海建第7110号起案文書添付の土地所在図「公図訂正後地図」部分に、法務局に存する大字図で字東山田に隣接していない字東山が記載されている根拠を示す公文書を請求していると認められる。

これに対して、実施機関は、本件公図訂正の申出の土地所在図にも、字東山〇〇〇〇－〇、〇〇〇〇－〇、〇〇〇〇－〇の記載があり、当時の調査の結果、その位置に字東山が存在したため、そのような記載になったと思われるが、その根拠を示す公文書は、海建第7110号起案文書には添付されておらず、財務事務所及び法務局に保管されている実施機関からの申出書を確認しても、添付されていない旨主張する。

実施機関の説明によると、公図訂正業務について、実施機関は社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託をしていた。このため、本件公図訂正の申出にあたっては、実施機関は財務事務所及び法務局に提出した申出書並びに海建第7110号起案文書を作成しているに過ぎない。よって、海建第7110号起案文書添付の土地所在図「公図訂正後地図」の記載の根拠を示す公文書は作成又は取得しておらず、本件対象公文書を「作成又は取得していない」との実施機関の説明は、特段不合理とは認め

られない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」との理由により非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公函訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成24年4月23日	○諮問（実施機関）
平成24年6月8日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成25年5月30日	○審議
平成25年6月14日	○審議
平成28年11月1日	○審議
平成28年11月29日	○審議
平成28年12月19日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成29年5月22日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取

平成29年7月11日	○審議
平成29年8月8日	○審議
平成29年8月21日	○審議

【別表】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成23年12月26日	平成13年1月18日起案第7110号添付平成12年12月25日法務局閲覧和歌山市上三毛字東山田公図訂正に係る周辺地権者の所有地の内、別紙2の③に記載の欄外字東山田〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇が記載している。訂正後の地図に大字図(字限図)字東山田に隣接していない字東山が記載されている根拠を示す公文書の開示。